

市立学校における「県民の日学校ホリデー」について

愛知県では、令和5年度から11月27日を「あいち県民の日」として制定し、11月21日から27日までの1週間を「あいちウィーク」として、県民の日に関する啓発や県民の日の趣旨にふさわしい事業を実施することとしています。

県立学校は「あいち県民の日」をきっかけにして、令和5年度から「あいちウィーク」期間中の平日の1日が「県民の日学校ホリデー」として休業日となります。

本市におきましては、休暇を取得しやすい職場環境づくりと、子どもが家族と一緒に過ごせる仕組みづくりを進めるため、以下のような対応を行います。

○ 本市の対応

（1）豊橋市立小中学校とくすのき特別支援学校

毎年11月21日から27日までの「あいちウィーク」の中の金曜日を「県民の日学校ホリデー」とします。金曜日を「県民の日学校ホリデー」とした理由は、3連休または4連休として家族と過ごせる時間を多くとれるようするためです。ただし、同日が祝日（勤労感謝の日）の場合は、前日の木曜日とします。

令和5年度は、11月24日（金）が「県民の日学校ホリデー」となります。

（2）豊橋市立豊橋高等学校と豊橋市立家政高等専修学校

11月21日から27日までの「あいちウィーク」の中の校長が定める日を「県民の日学校ホリデー」とします。

令和5年度は、11月27日（月）が「県民の日学校ホリデー」となります。

○ その他

- ・ 学校行事や部活動は、行いません。
- ・ 児童クラブについては、開設の予定です。

「県民の日学校ホリデー」とは

子どもたちが家族などと一緒に、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に参加することを通して、愛知への愛着と県民としての誇りを持つことができるよう環境を醸成するとともに、保護者の有給休暇の取得を促すこととしています。

問合せ 教育部学校教育課 主 幹 夏目 電話 51-2829
教育政策課 主 幹 鈴木 電話 51-2391